

「ひたち子どもプラン 2015」点検・評価報告書
(平成 27 年度事業)

平成 29 年 3 月

【日立市保健福祉部】

子ども局子ども福祉課・子ども施設課

健康づくり推進課

【日立市教育委員会】

指導課

〈 目 次 〉

I 「ひたち子どもプラン2015」の点検・評価について	
1 目的	1
2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）	1
3 点検及び評価の基本的な考え方	1
4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）	1
5 点検・評価のスケジュール	2
II 「ひたち子どもプラン2015」点検・評価一覧表（平成27年度事業）【概要】	4
III 「ひたち子どもプラン2015」点検・評価一覧表（平成27年度事業）【詳細】	
1 教育・保育	
(1) 1号認定（満3歳以上保育の必要性なし）	6
(2) 2号認定（満3歳以上保育の必要性あり）	6
(3) 3号認定（3歳未満の保育の必要性あり）	6
2 地域子ども・子育て支援事業	
(1) 利用者支援事業	7
(2) 地域子育て支援拠点事業	7
(3) 時間外保育事業	7
(4) 一時預かり事業	7
(5) 病児保育事業	7
(6) 妊婦健康診査事業	8
(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	8
(8) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）（放課後子ども総合プラン）	8
(9) 養育支援訪問事業	8
(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	9
(11) ファミリー・サポート・センター事業	9
3 母子保健事業	
(1) 不妊治療費助成	10
(2) 不育症治療費助成	10
(3) 乳児健康診査 第1回（3～7か月）	10
(4) 乳児健康診査 第2回（9～11か月）	10
(5) 1歳6か月児健康診査	10
(6) 3歳児健康診査	10
(7) BCG	10
(8) 麻しん風しん（1期）	10
(9) 幼児健康診査等事後指導教室（のびっこくらぶ）	10
(10) 幼児健康診査等事後相談（のびのび相談）	11
(11) 幼児健康診査等事後指導（発達相談支援）	11
(12) 妊婦訪問	11
(13) 幼児訪問	11
(14) いのちの教育 小学校	11
(15) いのちの教育 中学校	11
(16) ライフプラン教育 高等学校	11
(17) 食育推進事業	12
(18) 歯と口の健康教育	12
(19) がん予防・生活習慣病予防教育	12
4 その他のご意見	13

I 「ひたち子どもプラン 2015」の点検・評価について

1 目的

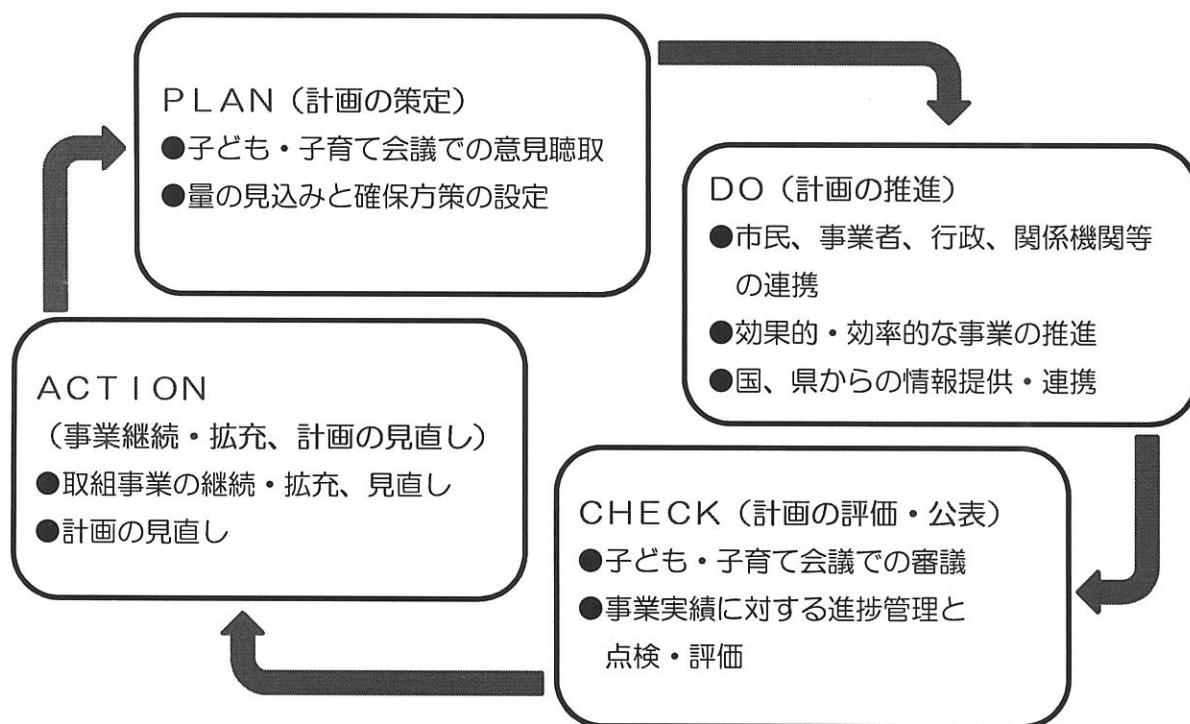
日立市子ども・子育て支援計画で定めた5年間の量の見込みと確保方策に基づき、各事業の進捗状況の点検・評価を行い、計画的に施設・事業を提供するとともに、各種の子ども・子育て支援施策を着実に推進するため実施する。

2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

計画の推進体制を構築し、P D C Aサイクルを確保する。

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、日立市子ども・子育て会議を定期的に開催し、その結果を公表する。

また、計画開始後、人口推計を上回る乳幼児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる事態が発生した場合には計画の見直しを行う。



3 点検及び評価の基本的な考え方

国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、日立市子ども・子育て支援計画第5章に掲げる「教育・保育等の量の見込みと確保方策」について、計画上の施策・事業の状況、実績数値などを基に点検・評価を行うこととし、日立市子ども・子育て会議に報告し、必要に応じて改善を図る。また、その結果を市ホームページ等で公表する。

4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）

次の2つの評価を行う。

(1) 実数や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたのかを4段階で点検・評価をする。

- A：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。（利用希望者等の85%以上が利用できる状況にあった）
- B：対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。（利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況にあった）
- C：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。（利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況にあった）
- D：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。（利用希望者等の50%未満しか利用できない状況にあった）

(2) 施策の計画数値と実績数値等を比較し、5段階で点検・評価をする。

- S：計画以上に進んでいる（計画値に対する実績が100%を超えてる）
- A：計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績85%以上100%以下）
- B：ほぼ計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績70%以上85%未満）
- C：計画より若干遅れている（計画値に対する実績50%以上70%未満）
- D：大幅に遅れている（計画値に対する実績50%未満）

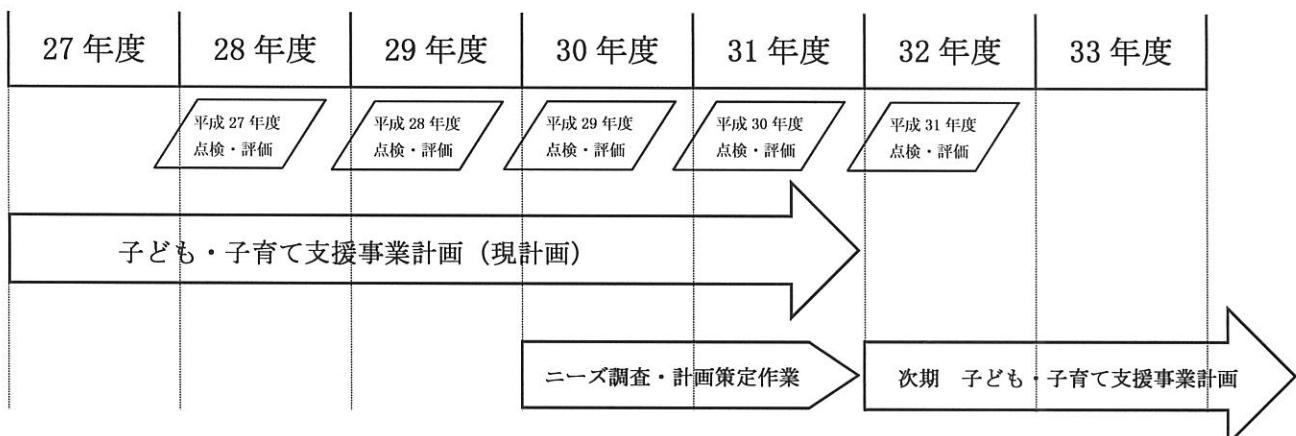
(3) 子ども・子育て会議委員からの御意見

(1) 及び(2)の各事業担当課による自己評価に対する各委員から御意見をいただく。（会議資料として、委員からの主な御意見を評価シートに併記する。）

(4) 計画の見直し

計画を進めていく上で、人口推計、需要など直近の実績等から計画を見直す必要が生じた場合は、計画の中間年（平成29年度）を目安に、子ども・子育て会議で審議の上、見直し後の調整数値として評価シートに併記する。

5 点検・評価のスケジュール



【参考】計画策定にかかる国の基本方針（※）

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針（内閣府告示第159号（平成26年7月2日付け））

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（略）当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

ひたち子どもプラン2015点検・評価一覧表（平成27年度事業）【概要】

評価は、利用希望者等に対してサービス提供体制が整っていたかについて、次の4段階で評価した。

A	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。（利用希望者等の85%以上が利用できる状況）
B	対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。（利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況）
C	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。（利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況）
D	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。（利用希望者等の50%未満しか利用できない状況）
※	ひたち子どもプランにおいて年度ごとの目標を立てない事業のため、評価は行わなかった。

1 教育・保育事業

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	1号認定 (満3歳以上保育の必要性なし)	(幼稚園等を利用する方) 満3歳以上の小学校入学前の児童で主に保育の必要性がないときに認定する。	子ども施設課	A
(2)	2号認定 (満3歳以上保育の必要性あり)	(保育園や認定こども園を利用する方) 満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課	A
(3)	3号認定 (3歳未満の保育の必要性あり)	(保育園や認定こども園を利用する方) 3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課	A

2 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援交付金対象事業）

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	利用者支援事業	幼稚園・保育園や地域の子育て支援事業などの必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業	子ども福祉課 健康づくり推進課	A
(2)	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業	子ども福祉課 子ども施設課 健康づくり推進課	A
(3)	時間外保育事業（延長保育事業）	保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業	子ども施設課	A
(4)	一時預かり事業（一時保育、預かり保育）一般型	家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業	子ども福祉課 子ども施設課	A
(5)	一時預かり事業（一時保育、預かり保育）幼稚園型	家庭において保育が一時的にできない幼稚園等の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業	子ども施設課	A
(6)	病児保育事業（病後児保育）	病気または病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	子ども福祉課 子ども施設課	A
(7)	妊婦健康診査事業	妊娠の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業	健康づくり推進課	A
(8)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業	健康づくり推進課	A
(9)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業	子ども福祉課	A
(10)	放課後児童健全育成事業 (放課後子ども総合プラン事業)	全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業	教育委員会指導課	※
(11)	養育支援訪問事業	育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業	子ども福祉課	A
(12)	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	子ども福祉課	A
(13)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	子ども福祉課	A

3 母子保健事業

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	不妊治療費助成	特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部を助成、及び不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	A
(2)	不育症治療費助成	保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用を助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	A
(3)	乳児健康診査 第1回（3～7か月）	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期（生後3～6か月）、後期（生後9～11か月）の各1回を県内の医療機関に委託して行う。	健康づくり推進課	A
(4)	乳児健康診査 第2回（9～11か月）	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期（生後3～6か月）、後期（生後9～11か月）の各1回を県内の医療機関に委託して行う。	健康づくり推進課	A
(5)	1歳6か月児健康診査	健康診査により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的生活習慣の自立等について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。	健康づくり推進課	A
(6)	3歳児健康診査	医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。	健康づくり推進課	A
(7)	BCG	重症になりやすい乳幼児期の結核を防ぐ効果が確認されているため、生後6か月未満の乳児に接種を行う。	健康づくり推進課	A
(8)	麻しん風しん（1期）	はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。	健康づくり推進課	A
(9)	幼児健康診査等事後指導教室（のびっこくらぶ）	小集団の中での遊びやふれあいを通して、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。	健康づくり推進課	A
(10)	幼児健康診査等事後相談（のびのび相談）	幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。	健康づくり推進課	A
(11)	幼児健康診査等事後指導（発達相談支援）	小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。	健康づくり推進課	A
(12)	妊婦訪問	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。	健康づくり推進課	A
(13)	幼児訪問		健康づくり推進課	A
(14)	いのちの教育 小学校	思春期の子を対象に乳幼児との心れあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。	健康づくり推進課	A
(15)	いのちの教育 中学校		健康づくり推進課	A
(16)	ライフプラン教育 高等学校		健康づくり推進課	A
(17)	食育推進事業	小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。	健康づくり推進課	A
(18)	歯と口の健康教育	市内の中学生を対象に歯周病について基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。	健康づくり推進課	A
(19)	がん予防・生活習慣病予防教育	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。	健康づくり推進課	A